

第240回

広島県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成30年7月 26 日(木) 15:00～16:28
- 2 場 所 広島県庁自治会館1階 101会議室(広島市中区基町 10 番 52 号)
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 議題等 (1) 広島圏都市計画道路の変更について(宮島口栈橋線)
(2) 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の増築及び用途変更
(能力増強)について(建築基準法第51条ただし書)
(3) 広島県都市計画制度運用方針の見直しについて(中間報告)
- 5 担当部署 広島県土木建築局都市計画課施設計画グループ
(082)513-4117(ダイヤルイン)

6 議事録

目 次

1 開会	1
2 議事	2
会長の選出について.....	2
第1号議案 広島圏都市計画道路の変更について(宮島口栈橋線)	4
第2号議案 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の増築及び用途変更(能力 増強)について(建築基準法第51条ただし書)	11
報告事項 広島県都市計画制度運用方針の見直しについて(中間報告)	18
3 閉会	26

第240回広島県都市計画審議会審議

1 開会

開会 15:00

○司会 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、第240回広島県都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、審議会を傍聴される方々にお問い合わせ申し上げます。本日受付にて配布いたしました「傍聴に際しての遵守事項」について遵守していただきますようお願い申し上げます。

会議に先立ち、西日本豪雨災害により、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするため、黙とうを捧げたいと思います。皆様、ご起立をお願いいたします。

黙とう。

(黙とう)

終わります。どうぞご着席ください。

それでは、まず皆様にお配りしております資料の確認をお願いいたします。

本日お手元にお配りしておりますのは、次第、委員名簿、配席表、概要書、資料1「第1号議案 スライド資料」、資料2「第2号議案 スライド資料」、参考資料1「報告事項」に関する資料、参考資料2「広島県都市計画審議会条例」、参考資料3「広島県都市計画審議会 運営規程」でございます。また、事前に送付した資料といたしましては議案集がございます。

本日お配りしております資料又は事前に送付しております資料について、不足はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

次に、前回の審議会以降に委員の異動がございましたので、ご紹介いたします。恐れ入りますが、お手元の委員名簿をご覧ください。

前回の審議会以降で、新たに1名の委員の方にご就任いただいております。

審議会条例第2条第1項第1号の「学識経験のある者」からの委員でございますが、平成30年5月22日付けで、新たに渡邊一成 福山市立大学教授にご就任いただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(渡邊委員, 挨拶)

次に、本日の会議の進行についてご説明いたします。

はじめに、会長を選出させていただきます。

なお、会長選出までの議事進行についてですが、昨年度2月の審議会をもちまして、審議会会長の塚本委員がご退任されましたことから、現在、会長が不在でございます。このため、審議会条例第4条第3項により、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっており、西名委員がこの会長代理に指名されておりますことから、会長選出までの議事をお願いしたいと思います。

それでは西名会長代理、よろしくお願いいたします。

2 議事

会長の選出について

○西名会長代理 それでは議事に移ります。

会の進行にご協力をお願いいたします。

本日の出席委員は17名でございます。2分の1以上の出席となっておりますので、審議会条例第5条第1項により、この会は有効に成立しておりますことから、これより第240回広島県都市計画審議会を開会いたします。

まず、議事録署名委員を指名させていただきたいと思います。今回は、太田委員と松岡委員をお願いいたします。

続きまして、会長の選出を行いたいと思います。当審議会の会長は、審議会条例第4条第1項の規定により、学識経験のある者につき、任命された委員のうちから選出することとなっております。選出方法につきましては、当審議会運営規程第2条の規定により、投票による方法と、出席した委員全員の賛同が得られますならば指名推薦の方法がございます。当審議会では、これまでは投票という方法をとらずに、指名推薦という方法がとられているようですので、今回も指名推薦で行ってよろしいでしょうか

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、会長の選出は指名推薦の方法で行うことにさせていただきます。

それでは、指名推薦についてご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**渡邊委員** 当審議会は、ご承知のように、都市計画法に基づきまして、都市計画に関する事項を調査し、あるいは審議することを目的として設置されたものでございます。この主旨から考えますと、都市計画と関わりの深い交通工学をご専門とされ、都市計画学会中国四国支部長や広島市都市計画審議会会長をご経験しておられる藤原委員が適任であると考えますが、いかがでしょうか。議長の方でお諮り願いたいと思います。

○**西名会長代理** ありがとうございます。ただ今、渡邊委員から藤原委員をご推薦いただきましたが、そのことについてご異議はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、会長は藤原委員に決定させていただきます。

これもちまして、会長の選出が終了しましたので、私の議長としての職務は終わりました。藤原会長に、会長席にご着席いただき、以後の議事進行をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○**司会** 西名会長代理、ありがとうございました。

藤原会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○**藤原会長** ただ今、会長という重責を担うことになりました広島大学の藤原と申します。折しも、かつて経験したことのないような規模の災害がありまして、改めて都市計画の長期的、短期的役割の大きさを感じているところであります。県政の中で重要な役割を果たす審議会と認識しております。どうぞよろしくお願ひいたします。皆さまにおかれましても、ご協力いただきまして、審議の進行に努めてまいりたいと思いますので、重ねてお願ひいたします。

では、早速ではございますが、本日の審議に入らせていただきます。

本日は、お手元の議事次第にありますように、付議案件が2件ございます。それから、事

務局からの報告事項ということで1件用意されております。

それでは、第1号議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

第1号議案 広島圏都市計画道路の変更について(宮島口栈橋線)

○事務局 都市計画課長の菅島でございます。私からは第1号議案「広島圏都市計画道路 宮島口栈橋線の変更」についてご説明いたします。議案集は1ページからですが、スライドでご説明いたします。なお、お手元の配布資料では資料1となります。説明時間は約20分を予定しております。

スライド1は、廿日市市の都市計画総括図を示しております。市域を中心として、右下には世界遺産である宮島が位置しております。水色の実線で示す、広島圏都市計画区域は、廿日市市や広島市など4市4町からなります。今回の都市計画変更の対象となる都市計画道路の宮島口栈橋線は、スライド中央に赤色で示しております。

四角で囲った範囲を拡大いたします。

スライド2は、宮島口地区を中心とした範囲を示しております。当該地区の交通網として、鉄道、航路、道路がございます。まず、鉄道については、2路線ございます。黒と白の破線はJR山陽本線であり、スライド中央部にはJR宮島口駅が位置しております。黒の実線は広島電鉄宮島線であり、競艇場前駅と、終着駅である広電宮島口駅を示しております。航路については、宮島松大汽船とJR西日本宮島フェリー2社が、宮島口と宮島を連絡しております。道路についてご説明いたします。茶色は国道2号を示しております。当該地区の都市計画道路は2路線あり、赤色で示す県決定の宮島口栈橋線と、黄色で示す市決定の小高江鼓ヶ浜線でございます。

今回、都市計画変更の対象となる宮島口栈橋線でございますが、JR宮島口駅前から旅客ターミナルに向けて走っており、旅客ターミナル前には、タクシーや自家用車等とフェリーとの乗り継ぎのための交通広場、いわゆるロータリーを有する路線となります。

宮島口栈橋線は、小高江鼓ヶ浜線とともに、観光シーズンにおける栈橋付近一帯の交通混雑の解消を図るため、昭和36年に都市計画決定されております。宮島口栈橋線は、その後2回の都市計画変更を経ており、昭和60年に変更した現計画では、佐伯郡大野町字赤崎から佐伯郡大野町字鼓ヶ浜を結ぶ延長130m、幅員27mの幹線街路となっております。

それでは、宮島口棧橋線の都市計画変更の概要についてご説明いたします。宮島口棧橋線の都市計画変更については、スライド3に示す4点となります。

1点目は、接続する小高江鼓ヶ浜線の変更に伴い接続部分である交差点の隅切り部分の変更となります。2点目は、バリアフリーへの対応等、必要機能を確保するため、交通広場の区域を拡大するものです。その他、3点目として、住居表示の実施に伴う位置の表示の変更、4点目として、都市計画法施行令の改正により、新たに車線の数を決定するものでございます。

スライド4にて、図面により変更の概要をご説明いたします。図面は宮島口棧橋線を中心とするエリアを示しております。赤色部分は、今回変更する宮島口棧橋線の区域を示しております。1点目は、黄色の破線で示すように、小高江鼓ヶ浜線の線形と幅員の変更に伴い、両路線の接続部分である交差点の隅切り部分、約20m区間の道路区域を変更いたします。なお、小高江鼓ヶ浜線は、市決定の道路であり、当該路線の都市計画変更については、6月の廿日市市の都市計画審議会で、適当であるとの答申を得ております。2点目は、身障者用の乗降場など、交通広場の必要機能を確保するため、交通広場の区域を変更するものであり、面積を約1,500m² から約2,600m² に拡大いたします。その他3点目として、平成2年の住居表示の実施に伴い、位置の表示について、起終点などを佐伯郡大野町字表記から廿日市市宮島口一丁目へと変更しております。4点目としては、平成10年の都市計画法施行令の改正により、今回新たに車線の数を2車線として決定いたします。

それでは、今回の都市計画変更に至る背景についてご説明いたします。

スライド5にて宮島口棧橋線が位置する、宮島口地区についてご説明いたします。宮島口地区は、世界遺産である宮島の玄関口であり、明治30年に本土から宮島を結ぶ定期航路が就航して以降、宮島観光の重要な港として発展してきました。宮島口棧橋線はもちろん、旅客ターミナルやJR宮島口駅、広電宮島口駅などを含むオレンジ色の破線で囲んだ範囲が、宮島口地区でございます。

スライド6のグラフは、対岸の宮島の近年の観光客数を示しております。観光客数は増加傾向にあり、平成24年は大河ドラマや宮島水族館のリニューアルオープンの効果などもあり、489万人と、はじめて400万人を超えて以降、増加傾向が続き、平成29年には約570万人と、過去最多を更新しております。廿日市市の観光振興基本計画で、宮島の観光客数について、今後量的な拡大よりも質の向上を追求するものとし、繁忙期は現状維持し、閑散期の増加を目指して平成36年の目標値を501万9000人に設定しております。しかし、観光

客数は既に目標値を超過している状況となっており、質の向上を図ることが急務となっています。

スライド7をご覧ください。宮島の観光客数が急激に増加している中、宮島口地区では、これまで民間業者が港湾の管理・運営を行ってまいりました。しかし、フェリー業者が複数あり、フェリーの利用がわかりづらい棧橋や、待合スペースが狭い旅客ターミナルなどの課題が顕在化し、宮島の玄関口としてふさわしい機能の確保が必要となってきました。そこで広島県では、宮島口を厳島港の港湾区域に指定し、港湾整備事業の実施により、イメージで示すように、水色の破線で示す範囲において埋立工事を行って必要用地を確保したのち、統合棧橋、旅客ターミナル、護岸等を整備することとしております。なお、今月に埋立工事が竣工し、これから新たに旅客ターミナルが整備されることとなっております。また宮島口地区では、旅客ターミナル等の整備のほか、行政や地元住民等の多様な主体の参画により、宮島口にふさわしい景観形成や、宮島口全体の機能配置について検討を行い、渋滞への対策等を行うこととしております。

スライド8は、近年の主な宮島口地区のまちづくりの動向について示したものでございます。平成27年に、当該地区のまちづくりに関するアイデアを国内外の方々から幅広く募集するため、「世界遺産・宮島 厳島神社の玄関口 宮島口を魅力ある未来と世界へつなぐ」をメインテーマとした宮島口まちづくり国際コンペを開催しております。その後、募集したアイデアや委員の意見、さらに同時期に実施したアンケート結果を踏まえて、平成28年3月に宮島口まちづくりグランドデザインを策定しております。現在は、そのグランドデザインに基づき、平成29年には宮島口地区まちづくり整備計画を策定し、当該地区におけるまちづくりを推進しております。

ここまで、今回の宮島口棧橋線の都市計画変更に至る背景についてご説明いたしました。

それでは、次に、宮島口棧橋線と、関連する市決定の路線である小高江鼓ヶ浜線に係る交通上の問題点や変更内容についてご説明いたします。

スライド9は、地区内の交通上の問題点を示しております。宮島口棧橋線と小高江鼓ヶ浜線に係る問題点としては3点ございます。1点目は、広電宮島口駅手前の踏切による交通阻害が挙げられます。当踏切による交通遮断により、踏切部から国道2号の下り線方面への交通渋滞が引き起こされております。2点目は、国道2号や地区内道路の交通容量不足

や、広島電鉄の踏切部周辺で右折ができない等、変則的な交通形態になっていることによる道路ネットワークの機能不全が挙げられます。3点目として、地区内の歩道のネットワークが形成されておらず、未整備箇所も多いことが挙げられております。

スライド10をご覧ください。先ほどの3つの問題点に対して、廿日市市ではグランドデザインにより、交通円滑化の方針を掲げ、宮島観光交通と通過交通の円滑な処理と、快適な歩行者空間の形成について施策を展開することとしております。具体的内容は次のスライドでご説明いたしますが、宮島口棧橋線と小高江鼓ヶ浜線について、都市計画変更を行い、その整備効果として、踏切解消、交通容量の拡大等、快適な歩行者空間の形成を図ることとしております。1点目、2点目の踏切の解消と交通容量の拡大等については、小高江鼓ヶ浜の整備により、効果を得ることとしております。また、3点目の快適な歩行者空間については、小高鼓ヶ浜線と、宮島口棧橋線の交通広場の整備により形成されるほか、交通広場の整備については、イベント実施等による地区内の回遊性が向上されるなど、賑わいの創出も期待されます。

それでは、都市計画変更に伴う3点の整備効果について、それぞれご説明いたします。

スライド11をご覧ください。1点目は踏切の解消でございます。左の写真は、宮島口棧橋線を含む宮島口地区の東側のエリアを示しております。交通阻害の要因である広電宮島口駅手前で広電宮島線と道路が平面交差し、踏切が存在していることにより、踏切部を先頭に国道2号まで、渋滞が発生しております。

下の写真では、左側に踏切部を、右側に国道2号の状況を示しております。特に国道2号については、棧橋方面に行く車が、左折の付加車線に滞留し、渋滞を発生させることで、直進車線の交通の流れも阻害させる状況となっております。このような問題点について、右側の写真で示すように、広島電鉄の駅舎と軌道に移設するとともに、小高江鼓ヶ浜線の線形を変更することで、道路と広電宮島線との平面交差をなくし、踏切を解消いたします。その結果、国道2号の渋滞長が時間帯により最大2.7kmほどの短縮が見込まれております。

スライド12をご覧ください。2点目は交通容量の拡大等でございます。先ほどのスライドでもご説明したとおり、広島電鉄の踏切により、踏切部及び国道2号の交通渋滞が引き起こされております。また、踏切周辺部で国道2号へ右折ができない等、変則的な交通形態になっていることによる道路ネットワークの機能不足が問題として挙げられます。下の写真では、先ほどと同様、左側に国道2号の渋滞状況を、右側には踏切から国道2号へ右折できない状況を示しております。今回の都市計画変更では、黄色で示す小高江鼓ヶ浜線に付加車線を

追加することで、特に海側の交通広場や駐車場へのアクセスが現状より容易になります。また、小高江鼓ヶ浜線と国道2号との T 字路について、十字の交差点化を図ることで、変則的な交通形態を解消することにより、ネットワーク機能の強化を図ります。

スライド13をご覧ください。3点目の快適な歩行者空間の形成についてですが、下の写真は、左に小高江鼓ヶ浜線の歩道の未整備区間を、右には既存の交通広場の状況を示しております。右の写真に示すように、小高江鼓ヶ浜線の自転車歩行者道の追加や、宮島口棧橋線の交通広場の拡大により、当該地区内の歩行者ネットワークの形成を図ることとしております。また、歩行者空間の形成により、地区内でのイベント開催等による様々な取組みにより、地区内の回遊性が向上され、通過型から滞在型への転換が図られるなど、賑わいの創出が期待されます。

以上が宮島口棧橋線と小高江鼓ヶ浜線の整備効果となります。

それでは、次のスライドで、市決定である小高江鼓ヶ浜線の変更内容を説明したのち、県決定の宮島口棧橋線の変更内容についてご説明いたします。

スライド14には、小高江鼓ヶ浜線の新旧対照図を示しております。赤色が今回追加、黄色が削除、緑色が現計画の区域でございます。今回、黒の破線と灰色で示すように、広島電鉄の駅舎と軌道の海側への移設に伴い、小高江鼓ヶ浜線について、黄色から赤色の区域に線形と幅員を変更しております。変更区間については、延長約210mで、幅員は20mとなります。また、車線数は2車線で決定しております。

続いて、宮島口棧橋線の変更についてご説明いたします。スライド15には、宮島口棧橋線の新旧対照図を示しております。赤色が今回追加を、緑色は現計画の区域を示しております。灰色で示す広島電鉄の駅舎と軌道の移設に伴う、黄色で示す小高江鼓ヶ浜線の線形と幅員の変更により、宮島口棧橋線の道路区域を変更いたします。具体的には、小高江鼓ヶ浜線と宮島口棧橋線の交差点部の東側について、交通広場の拡大もあわせ、隅切り部分を変更しております。また、西側の隅切り部分については、宮島口棧橋線の道路機能として必要な区域であるため追加しております。変更区間については約20mとなります。また、交通広場について、必要機能を確保するため、海側と東側へそれぞれ区域を変更した結果、面積は約1,500m²から約2,600m²になっております。

スライド16には、宮島口棧橋線の標準断面図を示しております。道路幅員については、現計画と同様、27mと変わりません。その内訳については、右折の付加車線のほか、車道 2

車線、停車帯と自転車歩行者道を両側に含んでおります。また、今回、都市計画法施行令の改正により、新たに車線の数を2車線として決定いたします。

最後に、交通広場の変更内容について3点ご説明いたします。スライド17は、左には現計画を、右には今回変更する計画を示しております。ピンク色の部分が今回の追加区域を、緑色の部分が現在の都市計画道路の区域となります。現在の交通広場においては、広場内に進入した大型バスについては、旋回ができないことから、今回、道路の幅員を現在の4mから5.5mへ変更することにより、スムーズに旋回できるようになります。

スライド18をご覧ください。2点目としては、現在の交通広場には、身障者用の乗降場がないことから、バリアフリーに対応するため、今回の都市計画変更により、旅客ターミナル直近に身障者用の乗降スペースを確保することとしております。

スライド19をご覧ください。最後に、歩行者空間を確保することや、旅客ターミナルとの連続性の確保のため、今回の都市計画変更により、旅客ターミナルまでの歩行者空間の幅を現在の10mから14mに変更いたします。また、これにより、広場全体を使ったイベントが可能となります。

最後に交通広場のイメージをお示しいたします。

スライド20は、変更後の交通広場の旅客ターミナル側から見た通常時のイメージでございます。宮島口棧橋線は当該地区のシンボル軸として、快適な歩行者空間はもちろん、中国山地の眺望も確保されております。

スライド21は、イベント利用として、能舞台の状況をイメージしたものでございます。広場全体を劇場空間として、中央部分にステージを、その周囲を観客席として活用しております。また、現在主に宮島口棧橋線の歩道や沿道の駐車場などで行っているお砂焼き祭りやマルシェ等のイベントについて、広場空間の活用が期待されます。

以上が変更の内容でございます。

本案件につきましては、平成30年5月14日から28日まで、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。なお、今回の変更案については、廿日市市から異存のない旨の回答をいただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今ご説明いただきました第1号議案に対しまして、ご質問、ご意見などありましたらお願いします。いかがでしょうか。

○原田委員 質問です。観光で宮島に遊びに行く際に、歩きにくいなと思ったので、大歓迎というか、とてもうれしく思っているところです。整備効果をいろいろ整理していただいておりますが、それによって何かマイナスのことが起きるようなことについては、今のところ想定はありませんか。マイナスの整備効果です。

○事務局 今回の変更に関しては、先ほど言いましたように、交通機能の向上ですとか、賑わいの創出にもつながります。プラス効果だと考えております。

○原田委員 プラス効果しかない、今のところですね。

○事務局 はい、すみません、思いつきません。

○原田委員 ありがとうございます。

○藤原会長 ほかにいかがでしょうか。

○杉原委員 聞き逃したかもしれませんが、この護岸整備と道路の変更などで、大体何年までにどのような計画を進められることになっているのか教えていただきたいのですが。

○事務局 まず護岸、埋め立て部分については竣功し、今後、ターミナルとか、広島電鉄の広電ガーデンの整備が進められます。平成31年度から緑地や宮島口棧橋線の交通広場、ロータリーの整備が始まりまして、平成32年度の東京オリンピック開催を目指して、そのころまでに完成させる予定となっております。広島電鉄の軌道や駅舎の整備、これはオリンピックの開催以降に着手となります。そのあと、市道部分、小高江鼓ヶ浜線の整備に着手することになりまして、最終的には平成38年ごろの整備完了になります。

○藤原会長 ほかにいかがでしょうか。

○渡邊委員 スライドの4ページになりますが、③として起点と終点が示されています今回の宮島口棧橋線ですが、この区域はどこまでなのか、途中からわからなくなりました。スライド4を見ると、市道との交差点部分までが起点終点になっているのですが、これは交通広場まで含んだ形での区域ではないのか、その辺りはどうでしょうか。

○事務局 非常に分かりにくいのですが、道路の区域としては交通広場まで含んだ区域が道路の区域です。ただ、都市計画上の表記をしますときに、あくまで道路の延長は起終点マークがついている間を都市計画道路の延長としまして、交通広場というのはそれに付随する形で千何百m²の交通広場を含むと、そういう表記になっておりますので、変更自体は、今回、この広場まで変わっているのですが、あくまで都市計画道路の延長上の変更部分というのは、この起終点までの間、となっております。

○渡邊委員 とすると、都市施設としては、一つということですか。

○事務局 道路区域としては、当然、一体のものでございますので、道路管理としては全体を管理いたします。ただ、表記上の問題で、こういう形になります。

○渡邊委員 はい、ありがとうございます。

○藤原会長 ほかにいかがでしょうか。

ほかに特にないようでしたら、いくつか確認のご質問をいただきましたけれども、この計画案そのものにつきましては、特に大きなご異議はなかったと存じますが、本案につきまして、原案どおり妥当であると決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。ご異議がありませんので、第1号議案は原案どおりとさせていただきます。

それでは、県決定の都市計画案件については以上でございます。

続きまして、建築基準法第51条ただし書関係の審議に移りたいと思います。第2号議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

第2号議案 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の増築及び用途変更 (能力増強)について(建築基準法第51条ただし書)

○事務局 東広島市からまいりました建築指導課長の河野でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは第2号議案、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の増築及び用途変更につきまして説明させていただきます。

まず、この案件の説明に入ります前に、本審議会に付議する根拠などにつきまして、ご説明させていただきます。建築基準法第51条ただし書の規定についてでございますが、都市計画区域内におきまして、ごみ焼却場等の処理施設を建築する場合は、原則として都市計画でその敷地の位置を決定する必要があります。しかしながら、ただし書の規定により、各都道府県の都市計画審議会の議を経て、都市計画上の支障がないと認めて許可した場合につきましては、都市計画決定を要しない旨が規定されております。

このたび東広島市におきまして、民間事業者より既設の中間処理施設において、破碎処理の処理能力の増強と、必要となる工場の増築の申請がございました。本来は、産業廃棄

物処理施設のため、広島県におきまして都市計画決定すべき施設となりますが、先ほど述べましたとおり、本施設は民間施設ですので、施設の永続性を考慮しまして、都市計画決定は行わず、施設の敷地の位置の適否について本審議会に付議することとしたものでございます。

では議案集1ページからですが、スライドで説明させていただきます。説明時間は約15分を予定しております。

まず、廃棄物の分類と処理責任について、その概要をご説明いたします。

廃棄物は、事業活動に伴い不要なものとして廃棄されたものを産業廃棄物、それ以外、主に家庭などから廃棄されたものは、一般廃棄物に分類されます。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「廃棄物を発生させた事業者が廃棄物の処理責任がある」とされており、自己処理が原則でございますが、ほとんどの排出事業者は自力で処理することができないことから、その処理を専門業者へ委託することが認められております。こうした事情から民間企業として産業廃棄物処理業者が存在しているものでございます。一方、一般廃棄物の処理責任は市町村にあるとされておりますことから、東広島市におきまして排出される一般廃棄物は、4施設で処理してございます。

次に産業廃棄物処理施設につきまして法律上の位置づけをご説明いたします。

建築基準法第51条の規定により、卸売市場、火葬場又はこの度の付議案件でございます産業廃棄物処理施設など、都市の中になくはならない重要な施設は、都市計画決定する必要がございますが、冒頭で申し上げましたとおり、本施設は都市計画決定されておられませんので、本審議会に付議することとしたものでございます。

次に同法の許可に係る手続きの流れをご説明いたします。申請者から建築基準法第51条ただし書の許可申請が出されましたら、添付図書等を確認したうえでこれを受理し、その後、都市計画審議会に付議させていただきます。その後、審議会からの答申を受けましたら、次の手続きに進み、建築物を建築しようとする場合は、許可後に建築確認申請していただくこととなります。

それでは、申請内容についてご説明いたします。申請者は、広島県東広島市黒瀬町小多田16番92 東広商事株式会社 代表取締役 篠原幸一でございます。申請位置は、広島県東広島市黒瀬町小多田字新立16番83, 16番84, 16番92でございます。

申請地の位置でございます。画面中央やや右下の赤丸で示している部分が申請地でございます。東広島・呉自動車道の馬木ICより南へ直線距離約1.8kmの工業専用地域内に

位置しております。

付近見取りでございます。赤色で着色している部分が現在の敷地でございます。黒瀬工業団地内に位置しており、敷地の北側は幅員16mの市道を介して山林があり、北側以外は幅員7mから9.5mの市道を介して他社の工場が存在しております。

現状の敷地の概要でございます。申請地は、市街化区域内の工業専用地域でございます。敷地面積は約0.57ha、敷地内の建築物でございますが、建築面積は約4,003m²、延床面積は約3,421m²、建物は全3棟、主要用途は工場でございます。なお、同敷地は、平成18年2月に当時の都市計画審議会の議を経て、建築基準法第51条ただし書の許可を取得しております。当時は、表のとおり廃プラスチック類、木くず、がれき類の許可を得ており、現在も変わっておりません。

次に、申請者が受け入れる主要な廃棄物である廃プラスチック類の処理に関する現状と課題についてご説明いたします。同社は平成18年から操業を開始して以降、廃プラスチック類を主に扱っておりますが、年間の処理量は毎年約5%程度増加しておりましたが、平成29年8月、中国におきまして廃プラスチック類の輸入規制が発表されて以降、平成30年6月の実績処理量が、前年同月比で約1.2倍に増加しております。右側のグラフのとおり、平成40年には平成29年の年間処理量の約2倍になると予測しており、さらに平成32年には現在の破碎処理施設の処理能力では対応できなくなる事態が生じてまいります。

こうした課題への対応策でございます。将来的に予測される需要の増大に適切に対応し、廃棄物を安定的に処理するために、既存破碎施設の処理能力を増強するとともに、あわせて敷地を拡大して破碎施設を新設し、必要となる工場の増築を計画しているものでございます。

続きまして、対応策を反映した計画の配置図でございます。青色で着色した部分が現在の敷地でございます。これを赤線で囲まれた敷地に拡大いたします。また、黒色の矢印の先にあります破碎施設1と破碎施設2を新たに設置し、必要となる工場を増築し、既存の破碎施設3の処理能力を増強し、あわせて緑地も整備します。

計画敷地の概要でございます。計画敷地の面積は約1.15ha、現在と比較しますと約2倍となります。計画されている建築物の建築面積は、約7,277m²、延床面積は約6,846m²、建物は全5棟、主要用途は同じく工場でございます。

今回許可の対象となる破碎施設の計画処理能力でございます。処理能力は、表に記載のとおりでございます。破碎施設1、破碎施設2は新設、破碎施設3は能力変更でござい

す。なお、建築基準法に基づく許可を要する処理能力は、廃プラスチック類、木くず、がれき類ともに同法に基づき、1日あたりの処理能力が5t以上とされております。

次に、本市が行った周辺環境に対する影響への審査項目についてご説明いたします。表に記載しておりますように、都市計画区域内における位置、周辺の土地利用状況、施設計画と環境保全対策、周知・合意形成、以上4項目の審査を行いましたので、順を追ってご説明いたします。

都市計画区域内における位置でございます。画面中央やや右の赤丸で示しております部分が申請地です。国道375号と市道馬木小多田線の交差点より南東へ直線距離約1.0mの工業専用地域内に位置しております。同地域の周辺は、市街化調整区域であり、申請地から直近の市街化区域までは直線距離で約2.1kmでございます。主要な搬出入道路は国道375号であり、市道馬木小多田線を通り、申請地に入ります。なお、国道375号は、1日あたり約10,000台の車両が往来しており、申請者の廃棄物運搬車両は1日あたり約40台程度となります。また市道馬木小多田線は、申請地があります黒瀬工業団地まで1本道であり、工業団地関係者以外の利用はほとんどございません。

続きまして、周辺の土地利用状況でございます。直近の学校・保育所は、申請地から西へ直線距離約650m離れた位置でございます。直近の住宅は、申請地から西へ直線距離約200m離れた位置でございます。直近の街区公園は、申請地から西へ直線距離約420m離れた位置でございます。なお病院は半径5km圏内には存在してございません。

続きまして、新たな破碎施設導入後の処理フロー図でございます。搬入される廃棄物の混合度合いを見定めまして、大きく3種類に分類し、その状況に適応した破碎施設を使用いたします。破碎施設1には、搬入時に最も混ざりの多い廃プラスチック類を投入いたします。破碎施設2には、搬入時に最も混ざりの少ない廃プラスチック類を投入いたします。破碎施設3には、1と2の中間程度の廃プラスチック類を投入いたします。その後、破碎された廃棄物を機械で選別し、圧縮梱包したものは発電等の燃料等にリサイクルされます。それ以外のリサイクルできないものは埋立処分先等へ搬出する計画でございます。

環境保全対策についてご説明いたします。「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づきまして、生活環境影響調査が実施されており、調査項目と選定理由につきましては、表のとおりでございます。騒音・振動につきましては、破碎施設の稼働に伴う騒音及び振動について、今回の事業計画による周辺環境への影響を考慮し、検討を行っております。大気汚染、水質汚濁、悪臭につきましては、表のとおり理由により調査項目の選定から除外

されております。

生活環境影響調査の結果の一覧でございます。測定の結果は表のとおりであり、騒音は環境省告示第64号で定める基準値以下で、振動につきましては広島県告示第58号で定める基準値以下であることから、周縁の生活環境への影響はないものと考えております。

周知・合意形成についてでございます。本申請に先立ち、申請者が自治会に対しまして、事業計画などを説明し、理解を得ております。また、申請者が平成18年に操業を始めて以降、近隣からの苦情等は1件もないとのことでございます。

これまでご説明しました内容を審査し、評価した結果、すべての審査項目において支障はないものと判断しております。また、工業専用地域内にありますことから、本市といたしましては、都市計画法上支障ないと判断しております。

以上で第2号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**藤原会長** それでは、ただ今ご説明いただいた内容について、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○**太田委員** 丁寧なご説明をありがとうございました。スライド7にありますように平成18年2月に建築基準法第51条許可が出たということで、東広島の黒瀬辺りも、この度の豪雨災害の被災になっているかなと思うのですが、いま稼働している既存の施設の搬入道路、搬入の経路の話と、激甚災害の指定を受けた辺りであろうかと思うのですが、詳しいことは存じ上げませんが、今後、例えば道路の、今崩れているところがあったら、そこをこういうふうに変えとか、平成18年2月の段階の許可、そのあとに起きたことの影響について、主に搬入経路のことで伺いたいと思うのですが、ご説明をお願いいたします。

○**事務局** 先ほどの豪雨災害につきまして、搬入経路の一部に土砂が入ったという話はございましたが、その後、馬木小多田線ですが、搬入経路として一部土砂が入ったことはございましたが、その土砂は軽微であったことから、この搬入経路は復旧されております。現在におきまして、搬入経路につきましては、今のところは通れる、というところでございます。

○**太田委員** ありがとうございます。今後、この辺りの地区の、どこが行政的な区域になるのかわかりませんが、それに関して大きな変更が行われるといった災害の影響や今後の災害対処を含めて、何か情報はお持ちでしょうか。

○**事務局** 災害対処ということで、今回かなりがれき、廃棄物等が出るという予測はございます。今回の災害におきまして出た廃棄物等は「災害廃棄物」という位置づけがございます。これは産業廃棄物ではなく、一般廃棄物の部類で処理することができると規定されているも

のでございます。今後の区域の変更とか、行政区域に関しての変更ということは、今のところ聞いてはございませんが、これら廃棄物に関しましては、市、あるいは管轄区域で処理していくということではございますが、今の廃棄物の量というのは、例えば東広島市でおきますと、例えば廃材等の建築物解体の量、これが約5,600t、流木につきましては約5,300t、今後、廃棄物等が混入された土砂が約200,000tという膨大な量が現時点では推定されております。この数字は今後も変わってくると思われませんが、一般廃棄物につきましては、所管は市町村になりますことから、東広島市におきまして今後処理していくと思われませんが、状況に応じましては、広島県あるいは広島県以外の他県の応援要請もあるかと考えられます。以上でございます。

○**太田委員** 大変な、本当に莫大な量の災害廃棄物が出ていて、非常に困っていると、ワイドショーなどでもずっとやっているのを私も拝見して心を痛めております。そのこととは別に、今後そのエリアの、中長期的な展開に立った災害対処を考えたとき、搬入搬出経路とか環境保全のことで、結果として、最後にお示しくださったように、東広島のご担当の方としては、すべての審査項目において今後支障はないと、いまの時点では判断せざるを得ないと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○**事務局** 今回の施設につきましては、産業廃棄物の処理施設でございます。先ほど申し上げました災害廃棄物につきましては一般廃棄物の種類に入りますことから、これにつきましては今回の施設で処理するというものでは、一般的にはございませんが、ただ先ほど4つの項目で審査しましたとおり、搬入経路その他につきましても、現時点で本市といたしましては、支障ないものと判断をしております。

○**太田委員** ありがとうございます。

○**藤原会長** 今のよろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○**渡邊委員** 今回の申請地、先ほど工業専用地域だということでしたが、よく見ると地区計画が定められているところですか。つきましては、この地区計画の内容と今回の建築物の増築あるいは能力増強の関係との間で、何か抵触するものなどはあるでしょうか。

○**事務局** 地区計画につきましては、本市の別の所属部署、都市計画課が所管してございます。地区計画に抵触する事項につきましては照会しておりますが、この内容につきましては支障がないということでございます。

○**渡邊委員** ありがとうございます。

○**藤原会長** ほかにいかがでしょうか。

○原田委員 先ほどの太田委員のお話と少し重複するのですが、スライド15の写真の中で、建設予定地は少し高い部分、高い山の中になっていると思うのですが、周辺のこの度の被害の状況はどうか、この山が崩れたりということはありませんでしょうか。

○事務局 現時点で、聞き取りも一応しておりますが、この周辺につきましてはないということでございます。

○原田委員 もう一つ、スライド13で、環境の影響項目で土壌、土が入っていないのではないかとと思いますが。水質、大気、土壌というのが普通はあるのかと思いますが。

○事務局 環境影響調査につきまして、審査項目である環境影響要因生活環境影響調査項目についてでございますが、今回の対象につきましては、大気汚染、水質汚染、騒音、振動、悪臭について項目を挙げてございます。今回の施設につきましては、産業廃棄物の処理ということで、基本、土に影響するものではございませんので、今回の審査項目の選定の中には入ってございません。

○原田委員 しみ込んだりしないということですね。

○事務局 はい、そうです。今回、水質につきましても選定除外しておりますのは、今回廃棄物を処理するにあたりまして、そこから外に出すものがないと、排水経路等も作っていない、つまり出ないことが前提でございますことから、選定から除外されてございます。

○原田委員 ありがとうございます。意図としては、遠い将来にここをもう一度山に戻したくなったときに、ちゃんと戻せるのかということが気になったので、質問させていただきました。ありがとうございます。

○藤原会長 ほかにいかがでしょうか。

ほかにご質問がないようでしたら、第2号議案につきまして、都市計画上、支障はないと決まっておりますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

特にご異議ございませんので、第2号議案につきましては都市計画上、支障がないということで結論づけたいと思います。ありがとうございます。

本日の議案につきましては、以上でございます。

続きまして、事務局より報告事項がございますので、ご説明をお願いいたします。

報告事項 広島県都市計画制度運用方針の見直しについて(中間報告)

○事務局 都市圏魅力づくり推進課長の岡田です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは報告事項といたしまして、都市計画制度の運用方針の見直しについて開催いたしました第1回都市政策部会についてご報告させていただきたいと思っております。

まず、都市計画制度運用方針の見直しに係る諮問の経緯及び検討の進め方についてご説明いたします。

平成30年2月7日に開催いたしました前回の都市計画審議会において、「社会情勢の変化等に対応した広島県都市計画制度運用方針の見直し」について付議し、見直しを行うことについて、審議会のご同意をいただいております。またこれとあわせて「都市政策部会の設置」について付議させていただきまして、都市政策部会を中心として広島県都市計画制度運用方針の見直しを検討していただくことについて、こちらについてもご同意をいただいたところでございます。お手元の参考資料1-1、都市政策部会、委員名簿をご覧ください。

次に、都市計画制度運用方針を見直し、答申をとりまとめるにあたっては、種々の分野にまたがる専門的な検討及び議論が必要になることから、都市計画審議会委員としてご就任いただいている方のうち、学識経験者、国の行政機関、市町の長を部会の構成員とさせていただきます。

続きまして、検討の進め方についてご説明いたします。参考資料1-2、都市計画制度運用方針の見直しに係る検討スケジュールをご覧ください。平成30年2月に付議しました都市計画制度運用方針については、部会を中心に検討し、市町や県庁内部の関係部署と調整し、段階的に審議会へ報告しながら、平成31年度の上半期には答申をいただけるよう整理してまいりたいと考えております。部会の開催につきましては、先日開催したものを第1回とし、全5回を予定しております。

先日の第1回の部会では、都市計画の概念や、今回の見直しの背景となる都市計画関連法の改正状況をご説明した後、都市における課題・潮流、広島県における都市の目指すべき将来像について議論をしていただきました。

第2回部会では、先日の議論の結果を受け、将来像を実現するに向けた課題について議論していただき、都市づくりの取組テーマ、運用方針の体系図など、新たな運用方針の根幹となる部分についてご検討いただく予定でございます。

第3回部会では、具体の制度運用方策についてご検討いただく予定でございます。

第4回では、第3回までの部会でご検討いただいた内容を反映した広島県都市計画制度運用方針の素案を作成し、その内容についてご検討いただく予定でございます。ご検討いただいた素案については、その後パブリックコメントを行います。

そのパブリックコメントの結果を受けて、第5回部会において、運用方針の報告案を作成し、来年度7月を目標に、都市計画審議会へ報告を行い、答申案の審議を行っていただく予定としております。

それでは、第1回部会の検討内容及び委員の皆様からいただいたご意見についてご報告いたします。参考資料の1-6をご覧ください。A3の資料です。

こちらの方で、検討内容であります都市における課題・潮流、都市の目指すべき将来像についてご説明いたします。この資料では、左から都市における課題・潮流、都市の目指すべき将来像、上位関連計画などを整理しております。都市の目指すべき将来像を設定するため、広島県の基本理念である『将来にわたって「広島に生まれ、育ち、住み、働いてよかった」と心から思える広島県の実現』を踏まえ、都市にかかわる課題・潮流を把握したうえで、都市の目指すべき将来像を設定しました。

簡単に全体をご説明させていただきます。左側の都市における課題・潮流からご説明いたします。都市も含め全県的な昨今の大きな潮流といたしまして、「急速に進む人口減少」と、今回の災害もそうですが「大規模化する自然災害」の2点がございます。これらを背景に次の3つの視点から整理しております。

まず、人口減少、超高齢社会の到来により、都市の構造が大きく変化していることから、1つ目の視点として「都市構造の視点」、次に人口減少社会において、行政サービスや地域産業などを維持し、活力を生み出していくためには、県外から人を呼び込むとともに、広島県に住んでいる人たちが今後も住み続けたいと思っていただくことが重要であると考えております。こうしたことから、2つ目の視点として、「国内外から魅力ある地域として選ばれるための視点」、3つ目の視点として「県民1人1人が地域に愛着と誇りを持ち、住み続けるための視点」としました。

それでは、最初の視点でございます「都市構造の視点」からご説明いたします。

1点目、高度経済成長期における急激な人口増加やモータリゼーションの進展などにより、拡散した市街地が形成されてきましたが、近年の人口減少、少子高齢化の進展により、未利用地が増加し、都市のスポンジ化が顕在化してきております。次に、大規模商業施設

の市街地郊外での立地や、消費行動の変化などにより中心市街地が衰退しています。また、広域的な都市機能の拡散は、非効率な公共投資を招き、厳しい財政状況をさらに圧迫するおそれがあります。さらに、人口減少やモータリゼーションが進展する中、特に地方部においては、公共交通機関の輸送人員の減少により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念されております。

次に、「国内外から魅力ある地域として選ばれるための視点」でございます。この視点から見た課題・潮流として、大きく、都市間競争の激化と、交流人口の増加の2点を挙げております。まず、都市間競争の激化については、1点目として、広島県は、京阪神・九州の中間点に位置しており、中四国を牽引するためには、広島市や福山市など、中枢都市として選ばれるための有効な施策の展開が求められています。また、企業の転出超過が続いており、企業活動を支える交通・物流インフラや都市機能等の充実強化が求められています。また、平地が少なく、インターチェンジや幹線道路などの立地条件の良い企業用地の確保が困難な都市もございます。このほか、U、I ターンによる移住・定住対策が求められています。

続きまして、交流人口の増加についてでございますが、1点目として、全国的に観光客が増加していることを契機として、さらに観光客を増大させるためには、観光資源や地域特性を生かした魅力的なまちづくりが求められています。また、多様な人材を惹きつける質の高い魅力的な空間の形成、例えば建物の高さがそろっているなどの洗練された都市景観、セットバックによる公共空間の活用などが求められています。そのほか、フリーWi-Fiなどの情報通信環境や、ホテルの客室数不足など、観光客の受け入れ環境の整備が求められています。

続きまして、「県民一人一人が地域に愛着と誇りを持ち、住み続けるための視点」でございます。この視点から見た課題・潮流として、大きく、地域経済の縮小、日常生活サービスの維持・向上、災害・地球環境問題、住民ニーズや価値観の多様化の4点を挙げております。まず、地域経済の縮小についてでございますが、企業の県外流出が進むことにより、労働市場は縮小に向かい、失業と人口の流出が起これ、そのことがさらに地域経済の縮小を招くおそれがございます。また、生産年齢人口の減少や市場規模の縮小が避けられない中、経済が持続的に成長していくためには、イノベーションを通じて生産性を高め、新たな価値を創出していくことが求められています。

続いて日常生活サービスの維持・向上についてでございます。人口減少によって、日常生活

サービス、小売・飲食・娯楽・医療機関などでございますが、こうしたものの立地に必要な人口規模を割り込む場合には、地域からサービス産業の撤退が進み、生活に必要な商品やサービスを入手することが困難になるなど、日々の生活が不便になるおそれがございます。

続きまして、災害・地球環境問題についてでございます。近年の大規模災害により、災害に対する意識は高まっております。また、災害リスクの高い地域に市街地が存在している状況があらわになり、本県の脆弱な都市構造が浮き彫りとなってきております。地球温暖化に起因する異常気象が頻発していることなどにより、地球環境問題への意識が高まってきており、環境に配慮したまちづくりが求められております。

最後に、住民ニーズや価値観の多様化についてでございます。社会は成長期から成熟期へと移行し、これからのまちづくりは、量的な供給より、地域の特性を重視するなど、質を高めることが必要となっておりますが、行政主導の画一的、公平なまちづくりでは、住民の多様化したニーズを踏まえたきめ細やかな対応が困難になってきております。また、住民の多様化したニーズを踏まえ、地域への愛着や満足感の高いまちづくりを進めるためには、地域のことを一番よく知る住民が、主体的にまちづくりに取り組むことが求められております。住民等のまちづくりへの機運が高まる中、開発などの「つくること」だけではなく、維持管理・運営などの「育てること」の必要性が認識されるようになってきており、エリアマネジメントによるまちづくりが求められております。このエリアマネジメントとは、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者などが主体的に地域づくりを進める取組みのことでございます。

以上のような都市における課題・潮流を踏まえ、設定しました都市の目指すべき5つの将来像についてご説明させていただきます。

まず、「低密度に拡散した市街地」という課題に対応するためには、日常生活機能の集約と公共交通によるアクセスの確保、都市機能の拠点間ネットワークの形成による周辺地域同士の、適切な機能分担を行う必要があります。こうしたことから「コンパクト＋ネットワーク型の都市」という設定を行っております。

次に、「都市間競争の激化」、「交流人口の増加」、「地域経済の縮小」という課題に対応するために、「活力を生み出す都市」及び「魅力あふれる都市」という2つの将来像を設定いたしました。1つ目の「活力を生み出す都市」とは、経済成長を促進する、魅力ある雇用・労働環境が創出される都市を目指すものです。特に、広島市・福山市におきましては、広域連

携中枢都市圏の中枢都市を中心といたしました高次都市機能の集積・強化により、本県だけでなく、中四国地方の発展を牽引する都市を目指すものとしております。2つ目の「魅力あふれる都市」とは、イノベーションの原動力となる多様な人材を惹きつける魅力的な環境や、地域の豊かな自然、歴史・文化などの資源を活かした、多様な人材を呼び込む環境が整備・創出されている都市を目指すものでございます。

次に、「日常サービスの維持・向上」「災害・地球環境問題」という課題に対応するため、将来像といたしまして「安全・安心に暮らせる都市」を設定いたしました。これは、日常生活機能が維持された、誰もが安心して暮らせる居住空間の形成、県民、防災組織、行政などが一体となった総合的な防災・減災対策による生命、身体及び財産の保護、エネルギーの面的利用や都市内緑化の推進などによる、都市の低炭素化に向けた取組みが推進されている都市を目指すものでございます。

最後に、「住民ニーズや価値観の多様化」という課題に対応するため、住民の多様なニーズに対応した、主体的にまちづくりを行う人材の育成と、活躍できる環境の整備や、住民主体の活動を支える体制や基盤の整備を進める必要があることから、将来像として「住民主体のまちづくりが進む都市」を設定しているところでございます。

資料の中央上部の図をご覧ください。この図は、これらの5つの都市の目指すべき将来像の関係を示したものです。「コンパクト+ネットワーク型」という構造の中で、「魅力」、「活力」、「安全・安心」という質と機能を持った都市を、「住民が主体となって支える」という関係を示しております。

また、これらの将来像の検討にあたりましては、一番右側の欄で整理しておりますとおり、上位関連計画との整合を図っているところでございます。

2ページ目をご覧ください。課題・潮流について県全域の視点でご説明いたしましたが、一口に都市と言いましても、広島市の都心部と中山間地域の市町における市街地では、起きている減少や課題が異なります。このため、先ほどの都市構造などの3つの視点からなる潮流・課題について、都市の規模などを踏まえ、大きく3つに区分しております。

まずは広島県を牽引する広島市及び備後圏域を牽引する福山市の「中心部における広域拠点都市の視点」、次に、広島市、福山市の中心部以外の拠点や、呉市・三次市など各市町の中心部における「地域拠点都市の視点」、最後に、各市町の中心部以外の拠点などとして、「その他の拠点の視点」に区分して課題等の整理を行っております。申し訳ございま

せんが、この区分ごとの説明は時間の都合上省略させていただきますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、説明しました検討内容について、第1回部会でいただきましたご意見についてご報告させていただきます。参考資料1-8をご覧ください。いただきましたご意見につきまして、将来像ごとに大きく5つに区分して整理しております。1ページ目に全体的なもの、コンパクト+ネットワーク型の都市に関するもの、活力を生み出す都市に関するもの、2ページ目に安全・安心に暮らせる都市に関するもの、住民主体のまちづくりが進む都市に関するものを整理しております。このうち主なものについてご説明させていただきます。

まず「全般的なもの」について、「地域特性、地区の多様化について考慮する必要があるのではないか」というご意見がございました。また、「コンパクトシティを考える中で、広島らしさ、広島の魅力を打ち出すことが非常に重要なのではないか」というご意見をいただいているところでございます。

次に、「コンパクト+ネットワーク型の都市」に関するものでございます。「コンパクトシティについて、中山間地域でコンパクト化すると、周辺部の既存集落の生活基盤が脆弱化することから、キーワードとしての取り扱いについては慎重にする必要があるのではないか」というご意見をいただきました。また「全国的な東京への一極集中、広島県では広島市への一極集中という現状の中、一律の考え方ではなく、人口減少の周辺都市を合併した市町があるということ認識した都市計画とはどうあるべきか、ということでない、いけないのではないか」というご意見をいただいております。また、「人口減少が進展する中で、あえてコンパクトという考え方を否定してみて、広げるという考え方があってもよいのではないか」というご意見もいただいたところでございます。

続きまして、「活力を生み出す都市」に関するものでございます。「広域拠点における高次都市機能の集積・強化が必要であり、そのためには、県と市の連携の視点が必要ではないか」というご意見をいただきました。

次ページをご覧ください。続きまして、「安全・安心に暮らせる都市」に関するものでございます。今回の災害でもございましたように、「広島県の特徴である土砂災害危険個所が全国最多のところ、安全・安心に暮らせるということを主軸にしたまちづくりを行う、という方向性を考えるべきではないか」というご意見をいただいているところでございます。

最後に、「住民全体のまちづくりが進む都市」についてでございます。「地域の魅力づく

り、コミュニティの存続のためには、地域における担い手の育成が必要なのではないか」というご意見をいただいているところでございます。

これらの意見を踏まえ、第2回部会で、第1回部会の検討内容の修正案を提示する予定としております。以上が第1回部会の報告事項でございます。

以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、残り10分弱ですが、ここでまた部会の繰り返しをするつもりはなく、今回ご説明いただきました部会の中身について、例えば漏れている点とか、あるいは明らかにおかしいのではないかとか、そういうアドバイスのようなものがありましたらぜひお受けしたいという趣旨ですので、忌憚のないご意見をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

パーフェクトなのか、あるいはあまりにも多すぎて言いようがないということでしょうか。ご説明いただきましたけれども、第2回に向けて、今度はいただいた意見を課題として取り上げ直して、次の将来像の検討に移ろうということですので、もし何か漏れなどあればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

○原田委員 参考資料1-6の1枚目、左側3つめ、交流人口増加の点の2つめ、「多様な人材を惹きつける質の高い魅力的な空間の形成(建物の高さがそろっているなどの洗練された都市景観、セットバックなどによる公共空間の活用等)が求められている」というのは、ちょっと言い切りすぎかと感じております。多様な人材を作るには、多様な魅力が必要なわけです。こういう具体的な指定があると、そっちの方に誘導されてしまうのかな、という懸念を少し感じました。

○藤原会長 ありがとうございます。今のようなご意見をお願いします。

ほかはいかがでしょう。

○太田委員 安全、安心の、広島の特徴である土砂災害危険個所が全国最多、というのを申し上げた太田です。広島市立大学に勤務しております、学生さん、場所は言ってもいいと思いますけど、呉市天応、広島市安芸区矢野、東広島市の被災した学生さんがクラスにおります、あるいはその様子を見ていた周囲の学生さんとかもやはりちょっと動揺して過呼吸なども出ているような状態です。いきなりコンビニで食べ物が無くなったとかそういうことで、すごくリアルに、被災していない学生さんも感じたようです。そういうこともあって、話しに来た被災した学生さんとか、あるいは受講票で皆はどう思ったかということを取って見たので、ご参考までに。18歳～21歳くらいまでの、多くは広島で生まれ育った、まあ他県からきている

学生さんの受講票もありますけれども、広島に住んでいる若い方たちがどう思っているかというところで、3つ挙げたいと思います。これは本当に、純粋な若い方の気持ちです。

1つ目、「自然に謝りたい」と言ったんですね。「nature」です。大自然に対して謝りたい。「ここには住んではいけないんだな、というのが実感でわかりました」と言っていました。

そして2つ目、「これを安佐南区の2014年みたいに元に戻すと、私たちのこれからの子育てとかのお金が足りないんだろうな」って、だから、「もう元に戻すことは難しいかもしれないなって思っている」ということを言われました。

3つ目、これが、最近の若い人はたいしたものだなと思ったんですけど、結局、横川駅や井口駅から皆帰れなくなったので、そのときに、本当に LINE のネットワークなどを使って、「こちら方面に帰る人」など、どんどん情報が伝わって来て、知らない人たちや、ちょっと顔見知りだった人たちがものすごく協力して、家に帰ったり、あるいはそこでちょっと困っていることをお互いに助け合ったりする、そのネットワークというのがあつという間にできて、「ちょっと災害ハイみたいな感じなんですけど」とも言われたんですけど、ある意味すごくその機会を、変な言い方ではありますが“エンジョイ”，というとおかしいのですが、すごく学生さんが社会的に活性化している様子を見て、ああ、まちづくりって上からやらなくても、こういう機会があったらこんなふうになるんだなと、それから、若い人たちはたいしたものだな、と思いました。

これもご参考までなのですが、これから広島で住んでいこうと思っている人たちの意見というところで、ご披露しました。

○藤原会長 貴重な意見をご紹介いただきまして、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○渡邊委員 同じく参考資料1-6です。都市の目指すべき将来像というのがいま5つ挙げられています。コンパクト+ネットワークの2つ目の丸ですが、「都市機能の拠点間ネットワークの形成…」というところで、形成はもちろん大事ですが、充実というかバックアップというか、今回も鉄道が不通になって貨物が全然来ないだとか、そういう意味では、形成はもちろんそうなのですが、やはりそこをもっと強化したり、あるいは代替路線があるとか、そういう意味での充実がすごく必要なのではないかと思った次第です。

○藤原会長 ありがとうございます。

○杉原委員 今、太田委員の話を聞きまして、都市計画って、形とかそういう実際の具体的なもの以外に、人間のネットワークも非常に重要なもので、そういったものも育成できるような都市の計画ができていけば、これからの将来のことを考えると非常に重要ではないかと思ひ

ました。

○藤原会長 ほかにいかがでしょうか。

大体出尽くしたようですが、担当者から何かレスポンスはありますか。

○事務局 今いただいたご意見を、また第2回の部会等に向けて修正案に反映させていただければと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

○藤原会長 ありがとうございます。

部会の進捗状況につきましては、このような形で折に触れて審議会に報告させていただきたいと思うので、引き続きご意見等を賜りたいと思います。ありがとうございます。

以上で本日予定しておりました議事についてはすべて終了です。ありがとうございます。

司会に戻します。

3 閉会

○司会 ありがとうございます。

次回の審議会は11月ごろを予定しております。調整次第、ご案内いたしますので、よろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会16:28

第240回広島県都市計画審議会委員名簿

H30. 7. 26 現在

出席

2条1項1号委員（学識経験のある者）

	氏名	氏名	氏名	氏名	役職名	摘要
○	わた	なべ	のぶ	お	広島商工会議所副会頭 広島国際大学教授 福山市立大学教授 広島大学教授 広島大学教授 広島市立大学教授 県立広島大学准教授 内閣官房地域活性化伝道師	会長 会長代理
	渡	部	伸	夫		
○	すぎ	はら	かず	み		
	杉	原	数	美		
○	わた	なべ	かず	なり		
	渡	邊	一	成		
○	ふじ	わら	あき	まさ		
	藤	原	章	正		
○	にし	な	だい	さく		
	西	名	大	作		
○	おお	た	いく	こ		
	太	田	育	子		
○	むら	た	わ	か		
	村	田	和	賀		
○	はら	だ	ひろ	こ		
	原	田	弘	子		

2条1項2号委員（関係行政機関の職員）

	氏名	氏名	氏名	氏名	役職名	摘要
○ 代理	かわ	さき	しげ	のぶ	中国地方整備局長 中国四国農政局長 中国運輸局長 広島県警察本部長	
	川	崎	茂	信		
○ 代理	さか	い	やす	ひろ		
	坂	井	康	宏		
○ 代理	かわ	なか	くに	お	中国運輸局長 広島県警察本部長	
	川	中	邦	男		
○ 代理	いし	だ	かつ	ひこ	広島県警察本部長	
	石	田	勝	彦		

2条1項3号委員（市町長を代表する者）

	氏名	氏名	氏名	氏名	役職名	摘要
	ひら	たに	ゆう	こう	尾道市長 坂町長	
	平	谷	祐	宏		
	よし	だ	たか	ゆき	坂町長	
	吉	田	隆	行		

2条1項4号委員（県議会の議員）

	氏名	氏名	氏名	氏名	役職名	摘要
○	う	だ	しん	伸	県議会議員 " " " " " " "	
	宇	田	伸			
	やま	き	やす	お		
	山	木	靖	雄		
○	き	ど	つね	ひろ		
	城	戸	常	太		
	おか	ざき	てつ	お		
	岡	崎	哲	夫		
○	まつ	おか	ひろ	みち	" " " "	
	松	岡	宏	道		
○	みや		まさ	とし		
	宮		政	利		
○	た	がわ	じゅ	いち	" "	
	田	川	寿	一		

2条1項5号委員（市町の議会の議長を代表する者）

	氏名	氏名	氏名	氏名	役職名	摘要
	なが	た	まさ	のり	広島市議会議員 府中町議会議員	
	永	田	雅	紀		
○	なか	むら	たけ	ひろ	府中町議会議員	
	中	村	武	弘		